

瀬戸内市ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸内市広告掲載取扱要綱（平成19年瀬戸内市告示 第55号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市がインターネット上に公開している公式ホームページに掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基本原則)

第2条 ホームページに掲載する広告について、広告主の事業の適正化や消費者の保護、地域社会の健全な発展と市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で真実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること
- (5) 関係法規と社会秩序を守るものであること

(広告の規格等)

第3条 広告の位置、規格、広告枠数等については、市が指定するものとする。

(広告掲載の契約方法)

第4条 市長は、ホームページ広告枠を一括して、広告代理業を営むもの（以下「広告代理店という。）と契約する。

- 2 前項の契約期間は、市の指定する期間とする。
- 3 広告代理店及び広告掲載料の決定は、随意契約により決定する。
- 4 広告掲載の募集及び広告主との契約は、広告代理店が行う。
- 5 広告代理店は、第2条、第3条、要綱第3条に基づき、瀬戸内市広告掲載基準第3条に該当しない広告主を募集する。
- 6 広告代理店は、契約後、市長が指定する期日までに市の発行する納付書その他の方法により広告掲載料を納付しなければならない。
- 7 納付の確認ができ次第、市はホームページの掲載作業を行うものとする。

(広告原稿の作成、提出)

第5条 広告代理店は、瀬戸内市広告掲載申込書（様式第1号）に、広告主の概要とバナーA L Tを添えて提出する。また、掲載画像素材を、Eメール又はC D - R等の電子データにより提出する。なお、同一法人等の広告掲載期間は1月単位とし、市の指定する期間とする。

- 2 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告代理店に対し広告原稿の変更を求める。広告代理店は変更の指示があった場合にはこれに従わなければならない。
- 3 掲載中の広告の掲載期間を延長したい場合については、原則1月単位で行うことができる。その場合は、市の指定する期日までに、市に申し出ること。ただし、広告の内容又はリンク先の変更を伴う場合は、同条第1項に準ずる方法で申し出ること。

(広告欄独占の禁止)

第6条 同一法人等の広告掲載期間は、1月につき1枠限りとする。

(広告の掲載、削除など)

第7条 広告の内容、デザイン等は、ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告代理店と協議の上掲載するものとする。

2 市長は、広告主、広告の内容又はリンク先ページ等が法令、要綱及びこの要領を満たしていないとき、または掲載が適当ではないと判断した場合は、広告代理店に対して広告の内容等の変更を求めることができ、広告代理店との協議なくその広告を削除することができるものとする。

3 機器等の保守又は工事、天変地異その他の非常事態又は市の都合により市ホームページの公開を一時停止した場合も、市は広告料の返還は行わない。

(広告内容の責任)

第8条 広告代理店は、広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告代理店は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告代理店は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において、解決しなければならない。なお、このような場合は速やかに市に報告すること。

4 広告代理店は、広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告代理店の負担とする。

5 広告代理店は、広告主が指定したリンク先の事故その他広告枠の運営に支障のある事故が生じた場合は、速やかに市長に報告すること。

6 広告代理店は、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えた場合は、これを賠償すること。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。